

## 令和6年度 第2回福祉のまちづくり検討小委員会 議事要旨

日時：令和6年10月15日(火)14:00～16:00

場所：兵庫県民会館7階会議室「鶴」

### 出席者（敬称略）

岡 絵理子	関西大学環境都市工学部教授
山下 淳	元関西学院大学法学部教授
今津 由雄	一般社団法人神戸経済同友会まちづくり委員会委員長
糟谷 佐紀	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
東鬼 正明	兵庫県身体障害者福祉協会事務局長

事務局 近都	まちづくり部次長
松井	都市政策課長
石井 同	副課長
鈴木 同	都市政策班長

### 1 議事

福祉のまちづくり条例及び同施行規則の改正の基本的な考え方について

### 2 主な意見交換

#### 車椅子利用者利用駐車施設について（資料4、28～31ページ）

##### 【委員】

今回の法施行令の改正というのは大きく3つ特徴がある。

一つ目は、基準の内容の充実・強化。駐車場の基準であれば、これまで車椅子利用者用駐車施設は1区画設置すれば良かったが、駐車台数に応じて、200台以下の場合には2%以上、200台超の場合には1%+2以上は設置が求められることとなった。

二つ目は、大規模な施設に対して特に強化をしたこと。面積に応じ上乘せして設置を求めるように基準の内容の充実・強化がなされた。

三つ目は、規模の引下げには関心がなく、大規模な施設に対して整備のレベルを上げようという方向のみで、兵庫県が進めてきたような対象となる規模を引き下げて、もっと広く世の中にバリアフリー化を普及させよう、ということについての観点はなかった。

条例の駐車場の基準改正案については、論点が二つある。

対象規模の引下げに関して言えば、原則に基づき現行の基準は最低限維持し、駐車台数が30台以上であれば延べ面積2,000㎡未満でも対象としたい。しかし、そこにとどまらず、今回の法施行令の改正基準を30台以上2,000㎡未満の施設にも適用するのが妥当かどうか、という話になると思う。事務局案は、条例で対象を広げた30台以上であれば延べ面積2,000㎡未満の施設に対しても、現行基準の維持ではなく、法令並に充実・強化するものとなっている。これについて考えるのが論

点の一つだと思う。

それから車椅子使用者対応の機械式駐車場を車椅子使用者用駐車施設と認めて良いかの話が今回出てきた。車椅子使用者対応の機械式駐車場についてはメリットとデメリットがある。平面駐車場に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること、という現行の基準は維持し、緩和はしない。その上で、駐車台数に応じて車椅子使用者用駐車施設を複数設置するという国の考え方を条例にも適用し、新たに設置が必要となる2区画目以降については車椅子使用者対応の機械式駐車場も認めるというのが事務局案となっている。

施設の延べ面積に関わらず駐車台数30台以上で対象としている独自基準は、原則維持し、その上で、2,000㎡未満の施設に対しても法令基準をそのまま適用して良いのか、現行基準で良いのか、そこが一番気になるところである。事業者に過大な負担を課すのでなければ、車椅子使用者用駐車施設の設置基準を上げて良いのではないかと思う。

#### 【委員】

まず一つ目の車椅子使用者用駐車施設については、既存施設の整備状況が改正後の基準より高いレベルにあることが大きい。よって、現行の基準より少し上げても、それほど負担にならないだろうという考え方かと思う。そのことに関して事務局の見解はいかがか。

#### 【事務局】

資料4の29ページをご覧くださいと、緑色の線が既存施設の整備状況で、この青色の線が条例基準の事務局案、オレンジ色の線が改正後のバリアフリー法の基準である。

今回設定しようとする基準よりも、現にある既存施設の平均的な整備レベルの方が高いところにあり、これまで複数設置の基準がなかった中でも高い水準で整備されている。それ故、事業者にとって特に過大な負担になるようなことはないものと考えている。

一方で、現案に対して既に適合しているのはおよそ7割であり、もう少し高いレベルを目指すべき、という考え方はあるかもしれない。

#### 【委員】

車椅子使用者用駐車施設が2区画以上必要になるのは、駐車台数が何台からになるか。

#### 【事務局】

駐車台数51台からである。50台でちょうど車椅子使用者用駐車施設が1区画必要で、51台のときに端数が出て、それが切上げられて2区画必要になる。

#### 【委員】

駐車台数51台以上だと、車椅子使用者用駐車施設が2区画以上必要になり、現行の基準より厳しくなるということか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

事業者にとって過度な負担とならないのなら、それぐらいの設置基準まで上げて  
も良いと思う。

車椅子使用者用駐車施設は設置数よりむしろ、乗り降りのしやすさとか屋根を設  
置するとか、そういった内容を考えて充実させるという方が大事ではないかとは思  
っている。

**【委員】**

車椅子使用者用駐車施設の区画の数を増やすのは、駐車区画の幅が確保できるの  
であれば比較的対応しやすい。

一方で、屋根を設置するとなると大変だと思うが、そういった基準もあれば良い  
とは思う。車椅子使用者用駐車施設を設置するならできるだけ屋根のあるところに  
設けてほしいといった意見はよく耳にする。

**【委員】**

車椅子使用者の方からは、車椅子使用者用駐車施設を使おうと思ってもそこに車  
椅子使用者以外の方が停めてしまっているという状況が多いと聞く。障害者や高齢  
者も含めて、必ずしも幅の広い区画ではなくても止められる方が使われていて、そ  
こでないと乗降できない車椅子使用者が止められないことになっている。

先ほどの委員の意見のように雨の日に濡れてしまうとか、もう少し広さがほしい  
とか、そういった声もよく聞く。

施設や人によって異なるかもしれないが、車椅子使用者用駐車施設の絶対数が足  
りないというよりも、むしろ止めようとしても既に車椅子使用者以外の方が利用し  
ていて止められないといった意見を聞くことが多い。

**【委員】**

今の委員の言われたことに関して同感である。資料4の29ページの整備状況調  
査のグラフを見ても、設置数としては足りているのではないかということだが、30  
ページの一番上に書いているとおり、実際には車椅子使用者用駐車施設にそれを必  
要としない人が停めてしまっている。

看板に「車椅子使用者以外は停めないでください」などと書いてあっても、多少  
はましになるがそれでも停めてしまっている。大変かもしれないが、駐車場の係員  
の方にチェックをしてもらわないと、いくら基準を改正して車椅子使用者用駐車施  
設の設置数を増やしても、車椅子使用者の方が難なく駐車するのは難しいと思う。

**【委員】**

ゆずりあい駐車場との関係はどうなっているのか。ゆずりあい駐車場は妊婦さん  
等も止められる。建物の入り口に近い位置に止めたいという方と、車椅子だからス  
ペースが広いところにしか止められないという方とが混在しているような気がす  
る。表示は同じなのか。

**【事務局】**

車椅子使用者用駐車施設の表示は障害者のための国際シンボルマークで、ゆずりあい駐車場の表示とは異なる。車椅子使用者用駐車施設以外の駐車区画も、ゆずりあい駐車場に登録できるため、必ずしも一緒というものではない。

**【委員】**

今回の議論は、車椅子使用者用駐車施設という認識でよいか。

**【事務局】**

はい。ゆずりあい駐車場は福祉のまちづくり条例には規定されていない。

条例上は整備基準に合致していれば、ゆずりあい駐車場の登録有無にかかわらず、車椅子使用者用駐車施設として認めているが、表示はあくまで障害者のための国際シンボルマークでの表示が要件となる。

**【委員】**

モラルの部分をここで議論するのは難しいところがある。

**【委員】**

今回のバリアフリー基準の議論とは分けて考える必要があると思う。色々ところで意見や要望を伝えて、条例とは別の手段で認識が広まれば良いと思う。

**【委員】**

車椅子使用者用駐車施設に屋根がほしいとか、車椅子使用者以外の方は使わないようにするべき、といった意見や要望はどこかに出すことはできるのか。議事録として残るだけか。

**【委員】**

ガイドライン等で示すことは可能ではないか。

できるだけ雨に濡れずに乗り降りができるようにするとか、降りた後の通路を出入口に近くするとか、通路を車椅子で通行しやすくとか、それらは基準としてではなく、事業者が整備する際に配慮してほしい内容である。

また、健常者が車椅子使用者用駐車施設に停めないように、管理運営に気をつけてほしいとか、そういったこともガイドライン等に盛り込むことをお願いしたい。

**【委員】**

ガイドライン等に盛り込むことで、そういった声を事業者に届けてほしい。

**【事務局】**

「福祉のまちづくり条例逐条解説」というガイドラインがあるので、その中に誘導的な基準として示すことができる。

また、兵庫県では施設整備と管理運営に関して、アドバイザーをあっせんし、点

検・助言を実施する「チェック&アドバイス」という制度を設けている。基準にはないことも含め、より良い施設にするためのアドバイスを受けられる制度となっている。よって、今いただいた意見をガイドライン等に盛り込むとともに、専門家アドバイザーにも情報共有し、施設整備の具体的なアドバイスとして、事業者に伝えるようにしていきたい。

モラルについては、国交省でも心のバリアフリーということで意識啓発として、ポスターを作るなどしているので、県としてもしっかりと取り組んでいきたい。

**【委員】**

資料4の30ページにある「認証ゲート式の子車椅子駐車場」というのは、どういう仕組みなのか。

**【事務局】**

ヒアリングを行った方から聞いたところによると、我々が通常使う料金を支払うゲートを入った後に、さらに車椅子利用者用の区画だけを囲ったエリアがあり、そこにもゲートが設置されている。事前に登録が必要であるが、発行された専用のカード等を用いてゲートを開けて車椅子利用者用の区画にアクセスができる仕組みとのこと。

こういったものを推奨し、できれば基準化してほしいという意見であった。

**【委員】**

実際この仕組みを導入している施設はあるのか。

**【事務局】**

県内では阪急西宮ガーデンズなど、大規模なショッピングモールに設置されているところがあると聞いた。

**【委員】**

この仕組みは新築ならできるが、既にあるものを改良して導入するのはなかなか難しいと思う。

**車椅子利用者用駐車施設（機械式駐車場）について（資料4、32～35ページ）**

**【委員】**

事務局としては、業界団体の基準と業界団体による基準適合認証があれば、安全性等について担保できているとの見解か。

**【事務局】**

この業界団体というのが駐車場法による登録認証機関たる地位を持っているので、適切な審査がなされているものと考えられることから、一定の安全性等は担保されているものと考えている。

**【委員】**

機械式駐車場の場合、この安全認証がされた上でさらに、操作のためには必ず係

員がいるという話で間違いないか。

**【事務局】**

はい。機械式駐車場は鍵を差し込んで操作する必要があるため、必ず係員がいると認識している。

**【委員】**

事務局案を認めるという形で進めたいと思う。

**劇場等の車椅子使用者用客席について（資料4、36～39 ページ）**

**【委員】**

車椅子使用者へのヒアリング結果によると、映画館等には車椅子使用者同士2、3人で行くことが多いとの話があった。思い返せば、実際にそういった光景を目にすることもあったように思う。

そういったことも踏まえ、事務局案は、必要な車椅子使用者用席数が1席以上ではなく、2席以上から始まっており、良いと思う。

事業者にとってもそこまで負担になるものでもないと思うが事務局の見解はどうか。

**【事務局】**

客を1人でも多く入れたいという事業者の立場に立つと、車椅子使用者の利用がない場合に車椅子使用者用客席のスペースが無駄になってしまう、という考えはあると思う。

しかし、車椅子使用者の人口比率等を踏まえると、基準案程度の席数は必要と考えている。

**【委員】**

その通りだと思う。また、車椅子使用者によっては、車椅子から通常の客席に移るといってもいい。現行の基準のように「出入口の付近に設ける」などと、場所を固定してしまうのではなく、前の通路が広い等であれば見やすい場所に席を設けていただくと良い。仮に車椅子使用者同士3人で来られても、車椅子使用者用客席が2席あれば、1人が通常の席に移れたら3人で観覧できる。今回の改正で、「出入口付近に設置」という基準を削除することで、柔軟に車椅子使用者用客席を複数設けることができるため、すごく良いと思う。

もし可能なら、ガイドライン等に車椅子使用者用客席の配置について記載があれば良いと思う。

**【委員】**

出入口付近でなくても構わない、というのはその通りで、移動避難に支障がない位置とするというのは最低限の基準である。

現行の基準を変える意図としては移動避難に支障がなく、かつ、一番前の端などの極端な場所ではなく見やすい場所に配置を考えてもらい、車椅子使用者が不利益を被ることがないように、という趣旨だと思う。

それがこの事務局案の文言でうまく伝わるのか、また、見やすい位置かどうかについては、数量化されてないところがあるので、それをどうやってチェックするのかが気になった。

#### 【事務局】

今回のバリアフリー法施行令の改正では、出入口から観客席までを移動等円滑化経路、いわゆるバリアフリールートという、段差がなく、勾配を一定以下にするという基準が求められることになった。要するに、車椅子使用者が自力で移動して出入口まで行けるようなルートの確保が義務付けられたので、それをもって避難時の安全というのは担保されるのではないかという考えである。

見やすさという観点については、国の方でもワーキンググループの中で、委員からサイトラインの話が結構出ているが、建築確認で審査するには、定量化する必要があり、なかなかなじまない。そのため、国ではガイドライン等で示そうとしている。我々も国のガイドライン等で示された段階で、県のガイドライン等に望ましい位置等を示していく予定である。

#### 【委員】

バリアフリールートという話になると、ルートをなるべく短くしようと思ったら結局出入口の近くになってしまうのではないか。

#### 【事務局】

勾配や幅などの基準を満たした、車椅子使用者が通行可能なルートが一定確保できていれば、あとはソフト面というか、まわりの協力を得ながら、優先的に避難してもらおうという考え方になると思う。

#### 【委員】

今の映画館は流行っているときには大劇場で上映し、日が経つにつれて、中劇場、小劇場に移っていく。そこには固定の車椅子使用者用客席が設置されている。

今後の設計の話で、火事や震災の際に安全重視で、車椅子の方が速やかに出ることができ、なおかつ見やすさにも配慮するという一方で、矛盾しているようだが、そこは設計者に考えてもらいたい。

先ほど、車椅子に乗ったまま見るのではなく、席に移ることができる人もいるという意見もあったが、車椅子を置いて、その横の席に座れるようなスペースも想定してもらおうといったことも映画館にお願いしたい。

#### 【委員】

席の配置のうち、見やすさという観点については、国のガイドライン等の内容を踏まえて県の対応を考えていく必要がある。席数について事務局案の通りが良いと思う。

### 劇場等の車椅子使用者用客席（集団補聴設備等）について（資料4、40～44ページ）

#### 【委員】

劇場の車椅子使用者用客席に関して建築確認で審査するのは席数だけか。

**【事務局】**

席数と区画の寸法である。

**【委員】**

席数と区画の寸法以外は、条例に基づく届出で審査されるということか。建築確認に連動させると確実だとは思いますが、審査を建築確認と条例に基づく届出の二つに分けなければならないということか。

**【事務局】**

例えば映画館を建築する場合は、両方の手続が必要となる。

**【委員】**

どちらにしても両方の手続があるのであれば、条例の手続に一本化する、という考え方もあるのではないか。

**【事務局】**

今回、バリアフリー法施行令改正により、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の劇場等に関しては、バリアフリー法の方でも基準適合の義務がかかり、建築確認申請で審査されるため、条例に基づく届出に一本化することはできない。条例で対象を広げた延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の劇場だけ一本化するの難しいと考えている。

**【委員】**

手続は二つになるが、その方法でやるしかないということか。

**【事務局】**

はい。

**ホテル等の客室に関する整備基準について（資料 4、45 ページ）**

**【委員】**

車椅子利用者利用客室の設置基準の客室総数の 1%以上というのは切り上げか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

客室総数 50 室から 100 室までは車椅子利用者利用客室が 1 室必要で、101 室から 200 室までが 2 室ということになるが、これは大型のホテルなどでは負担が大きいのではないか。

**【事務局】**

神戸市内の平均は 73 室程度となっていることから、車椅子利用者利用客室を 1 室設ければよいこととなり、現行基準と同程度であることから大きな負担を強いる

ことはないと考えている。

**【委員】**

平均すればそうかもしれないが、ビジネスホテルなどでは73室どころではなく客室総数100室や200室あるところもあるのではないか。

**【事務局】**

客室総数に対して1%の車椅子利用者利用客室を設けるという基準自体はバリアフリー法の基準で、既に改正・施行済みのものであり、この基準で運用している。

ただし、バリアフリー法の基準適合義務の対象となる行為は新築、増築、改築、用途変更であり、大規模の修繕や大規模の模様替えに対しては条例のみで対象としている。

条例では、車椅子利用者利用客室の設置数の基準を法の基準並に引き上げていないため、大規模の修繕や大規模の模様替え等に対しては、従前の1室以上の基準が適用される。法改正当時、法の基準に合わせて条例の基準も客室総数の1%以上に引き上げるべきか検討したものの、耐震改修等の足かせになる可能性も考えられるため1室以上の基準を維持した、という経緯がある。

**【委員】**

了解した。この基準については、事務局案のとおりで良いと思う。

**不特定多数利用便所の各階への設置について（資料4、2～5ページ）**

**【委員】**

不特定多数利用便所の各階への設置についての基準は、これまで条例でもなかったが、今回の法施行令の改正で、延べ面積2,000㎡以上の施設については新たに基準が設けられた。それに対して、条例は、車椅子利用者利用便房と同じく、対象となる規模の引下げが必要かどうかというのが論点の一つ目。

二つ目の論点で、規模を引き下げて対象となる施設を広げた場合に、そこに対しても、国の基準と同じ内容を持ってきて良いか、もう少し緩めた方が良いか、そういう話だと思う。

事務局案は対象となる施設の規模を引き下げるべきだというもの。これは条例で車椅子利用者利用便房の設置義務が生じる規模を延べ面積1,000㎡に引き下げているということもあるしこれで良いと思う。条例で対象を広げた延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満の施設についても法の考え方をそのまま持つてくるというのはどういう理屈なのか。

**【事務局】**

資料4の3ページの図は、縦軸が全ての階にトイレがある施設の割合、横軸が施設の延べ面積を示している。延べ面積1,000㎡以上の施設の場合、6割以上の施設で各階にトイレが設置されている。

国の基準設定の考え方は、既存建物の6割程度が改正基準に適合していることだと聞いている。条例では、各階へのトイレの設置が必要という前提のもと、どこまでの規模であれば許容できるかと考えたときに、既存施設の整備状況調査を踏まえ、

延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上であれば適合率が 6 割を上回っており、おおむね過度な負担にならないのではないか、ということで設定した。

**【委員】**

この図で言えば、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の施設も各階にトイレが設置されている割合は高いので、もっと下げても良いような気はする。

**【事務局】**

その考え方もある。

ただし、このグラフについては一つ注意が必要で、平家建ての場合は 1 階中の 1 階にトイレがあれば各階トイレ設置率 100%というカウントになるため、平家建てが含まれると設置率が高くなる。延べ面積 500 m<sup>2</sup>未満の施設の各階トイレ設置率が一番高い結果となっているが、これは 500 m<sup>2</sup>未満の施設に平家建てでも多数含まれている可能性があるため、異常値的な扱いをした方が良いのではないかと考えている。

**【委員】**

必ずしも 1 階と 2 階の床面積が同じとは限らない。2 階の床面積が小さいときにも 2 階にトイレの設置が必要という話になるのか。

**【事務局】**

基本的には各階に設置が必要だが、例外規定があり、例えば、著しく床面積が小さい階は設置が免除される。

**【委員】**

延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>未満でも、トイレを置かないというのは普通あり得ないと思うので、どちらにしても大きな齟齬はないかもしれないが、例えば大阪府など他府県の基準は把握しているか。不特定多数利用便所の各階設置について、当然に設置されるに違いないけれども、さらに小規模な面積を対象にした規定を設けているとか、そのような例はあるのか。

**【事務局】**

不特定多数利用便所の基準は、今回の法施行令の改正で国が新たに設定した基準であるため、現行の条例でこれを義務付けている自治体は存在しないと考えている。

今回のバリアフリー法施行令の改正では延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上で義務付けられるが、その引き下げの検討状況については把握していない。

**【委員】**

法では延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上で義務付けられるが、既存施設の整備状況を見ると、1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の施設でも結構設置されているので、条例の対象にしても事業者には大きな負担は生じないということか。

**【事務局】**

はい。

### 【委員】

そうすると延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>ではなく 500 m<sup>2</sup>に下げても問題ないのではないかとも思う。

かといって一気に延べ面積 500 m<sup>2</sup>まで下げるのではなく、今回は 1,000 m<sup>2</sup>として、将来的には 500 m<sup>2</sup>への引下げも考えるというようなスタンスを取るのも一つの考え方かなと思う。

あるいはトイレなのだから延べ面積 500 m<sup>2</sup>でも各階設置できるだろうと割り切る考え方もあるとは思う。

### 【事務局】

不特定多数利用便所の設置基準は、車椅子利用者利用便房の設置基準にも関連する。

延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の施設の場合、車椅子利用者利用便房は建物に 1 以上の設置を求める基準にしようと考えている。その場合、一般の方が使う不特定多数利用便所も各階ではなく建物に 1 以上とすると、利用の分散ができず、車椅子利用者利用便房を車椅子利用者以外の方にも使われてしまうおそれがある。不特定多数利用便所は車椅子利用者利用便房より多めに、理想としては各階設置であることから、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の施設についてもこのような基準を設定した。

### 【委員】

車椅子利用者利用便房だけ対象規模を引き下げて、不特定多数利用便所は引き下げないというのはバランスが悪い。

ということは、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満だと、車椅子利用者用便房と一般用便房を備えた不特定多数利用便所ができるということになるのか。

### 【事務局】

運用上はこれらを兼ねることが可能となる。

### 【委員】

兼ねるとなれば、必然的に不特定多数利用便所として車椅子利用者以外の方が使用することとなり、車椅子使用者の待ち時間が長くなるという問題が再発するのではないか。

オストメイトが車椅子利用者利用便房に設けられるとさらに待ち時間が長くなるという問題がある。

### 【委員】

不特定多数利用便所の設置の義務付けの趣旨は、車椅子利用者利用便房を車椅子利用者以外の方が利用することにより不便を強いられている車椅子使用者の待ち時間を減らすためか。

### 【事務局】

国の見解は、法制上の理由として、車椅子利用者利用便房の各階設置の基準を定めるには、不特定多数利用便所の各階設置の基準を設けなければいけないからだと言っている。資料4の1ページのフローにあるとおり、車椅子利用者利用便房というのは、不特定多数利用便所がある場合にそれに上乗せして整備を求める基準となっており、この上乗せのベースとなる不特定多数利用便所がない限り、車椅子利用者利用便房を設ける必要がない、という体系になっている。

ただ県としては、車椅子使用者のヒアリング結果からも混雑時に車椅子使用者以外の方が車椅子利用者利用便房を使用されている実態を踏まえ、混雑緩和の観点からも、一般の方が利用する不特定多数利用便所の各階設置が重要と考えている。

**【委員】**

通常のトイレに併設するというイメージなのか。

**【事務局】**

併設とするほか、機能的に拡充するパターンも想定される。

**【委員】**

整備するパターンは種々想定されるが、まずは一般の方が利用する不特定多数利用便所が設置されていることが前提にあるということか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

そうであれば、不特定多数利用便所の各階設置の対象規模を引き下げるとした場合でも、車椅子利用者利用便房の対象規模に合わせたほうが良いということか。

**【事務局】**

そのように考えている。おそらく、不特定多数利用便所の各階設置の対象規模云々といわずとも、普通に計画すれば各階に不特定多数利用便所が設けられることになるかと思う。

**【委員】**

不特定多数利用便所の各階設置の対象規模は延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>に引き下げるということ及びこれが車椅子利用者利用便房設置の対象規模を延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>に引き下げることにつながるということが理解できた。

**車椅子利用者利用便房の各階設置について（資料4、6～10ページ）**

**【委員】**

事務局案は、車椅子利用者利用便房の設置義務の対象規模を延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の施設に引き下げるが、各階設置までは要求しないということか。

**【事務局】**

はい。車椅子利用者利用便房の設置義務の対象規模を延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>に引き下げるが、1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の施設に対しては各階設置を求めない。この後の小規模階の議論とも関係してくる。

**【委員】**

現行の条例では、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上で建物に 1 以上の車椅子利用者利用便房の設置を求めている。これまでの議論の原則から考えて、これを緩和するということとはしない。

そうすると、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上で建物に 1 以上という基準を前提に、それにさらに法律並みの、各階に 1 以上という基準を 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の施設にも適用するかという議論になるが、県としてはそこまで求めるには事業者にとって負担が大きくなると考えたのか。

**【事務局】**

事業者の負担というよりはエレベーターの設置義務との関係が大きい。延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の施設にはエレベーターの設置義務が課せられるため、延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の施設はエレベーターの設置義務が適用されない。そういったなかで、エレベーターが利用できない 2 階に車椅子利用者利用便房を設けるべきかを考えた場合、エレベーターが設置されていない施設に対して車椅子利用者利用便房の各階設置を求めるのは合理的ではないと判断し、今回の事務局案となっている。

**【委員】**

延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>未満なら、車椅子利用者利用便房が一つあれば十分という発想もあるのではないか。

**【事務局】**

車椅子使用者のヒアリング結果でも、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の施設は小規模なので滞在時間もそう長くないだろうとか、エレベーターで行けない階には基本的に行かないので、そういった階に車椅子利用者利用便房は必要ないのではという意見があったのも事務局案の根拠となっている。

**【委員】**

車椅子利用者利用便房の設置に係る対象規模の引下げとエレベーター設置基準は現行基準を維持するということか。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

車椅子利用者利用便房の各階設置とエレベーター設置基準との整合が図られていることから、この案で良いと思われる。また、このことが次の小規模階の議論にもつながっていく。

## 車椅子利用者利用便房の各階設置（小規模階）について（資料4、11～14ページ）

### 【委員】

車椅子利用者利用便房の各階設置に係る小規模階の緩和といった類いの規定はこれまでの県の基準にはなかったのか。

### 【事務局】

はい。

### 【委員】

事務局の提案は、国の基準をそのまま適用するということか。これは、先ほどの車椅子利用者利用便房の対象規模である延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上とどう関わってくるのか。延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 2,000 m<sup>2</sup>未満の施設を想定して例えば、各階面積 500 m<sup>2</sup>の3階建ての場合、どのように考えるのか。

### 【事務局】

各階面積が 500 m<sup>2</sup>の3階建てであれば、いずれの階の面積も 1,000 m<sup>2</sup>未満となるので小規模階に該当する。この場合、延べ面積となる 1,500 m<sup>2</sup>を 1,000 で割って 1,000 に達するごとに一つ車椅子利用者利用便房が必要となるので、一つ車椅子利用者利用便房を設ければ良いことになる。11 ページの図のケース①の4階以上がないパターンと考えていただきたい。この場合、車椅子利用者利用便房はどの階に設けても良いことにはなるが、延べ面積 1,500 m<sup>2</sup>であれば、エレベーターの設置義務がないことを踏まえると、車椅子利用者の利便性から当然に1階に設けられるものと考えられる。

エレベーターの設置義務適用規模が延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上であるので、エレベーターの設置義務がない階の床面積が最大の建物は、階数が2で延べ面積が 1,999 m<sup>2</sup>程度のものとなる。最大の小規模階を考えた場合、1階と2階が同じ面積と想定すれば2階の面積が 999 m<sup>2</sup>になり、それが小規模階としての最大値であるべきだと考えると小規模階は 1,000 m<sup>2</sup>になる。

つまり、2階建てで延べ面積 1,999 m<sup>2</sup>だとエレベーターの設置義務がないということになると、車椅子利用者利用便房の各階設置義務を免れる小規模階は必然的に 1,000 m<sup>2</sup>未満となる。

### 【委員】

そういう意味では延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>未満の場合には建物に実質 1 以上になるということか。了解した。

小規模階の論点はもっと厳しくするかということか。

### 【事務局】

小規模階とする階の面積が 1,000 m<sup>2</sup>では緩いのではないかと、例えば 500 m<sup>2</sup>まで引き下げても良いのではないかと、というのがここでの論点である。

### 【委員】

不特定多数利用便所を前提として車椅子利用者利用便所の対象を決定していることに鑑みると、小規模階についても国基準と同じにした方がわかりやすい。

**【事務局】**

ご指摘のとおり不特定多数利用便所と車椅子利用者利用便所の設置対象規模を合わせて検討する必要がある。

**【委員】**

これらの設置対象規模が相互に関連していることから、国基準に合わせる事が妥当かと思われる。

**車椅子利用者利用便所の各階設置（大規模階）について（資料4、15～18ページ）**

**【委員】**

国の大規模階の基準となる10,000㎡、40,000㎡というのはどういう考え方なのか。

**【事務局】**

小規模階の決定方法と同様と聞いている。既存施設のおおむね6割が基準を満たせるような規模が、10,000㎡以上40,000㎡以下に2箇所、40,000㎡超で20,000㎡につき1箇所だったということだと考えられる。

**【委員】**

車椅子利用者用や不特定多数利用に限らずトイレ自体の設置基準はあるのか。

**【事務局】**

福祉のまちづくり条例ではトイレ自体の設置基準はなく、不特定多数の者が利用する高齢者等が利用する便所を設ける場合に適合すべき基準を定めている。

**【委員】**

車椅子利用者用や不特定多数利用に限らずトイレの設置基準は建築基準法など含めて、他法令にそういった基準はないということか。

**【事務局】**

はい。例えば事務所ビルであれば、事務所衛生基準規則で男女別に設置すること、などという基準はあるが、それ以外で必ずトイレを設けなければいけない、という法規定はない。

しかし、トイレがない建物というのは、例えば倉庫などの一部の用途以外では考えにくい。建物の機能上当然設けられると思われる。

**【委員】**

今回、国が新たに基準として設けた大規模階の考え方というのは、兵庫県がこれまでやってきたような、規模を引き下げることにより、基準適合義務を課す対象施設を広げていく、という発想とは逆のもので、それなりの大きい規模の施設なのだ

から、規模に応じて手厚く整備をしてください、というものと理解している。

そう考えたときに、兵庫県として、わざわざ国の基準に上乘せする必要があるのだろうかと思った。

基準適合義務を課す対象施設の規模を引き下げて対象を広げることについては、兵庫県として、より一層のバリアフリー化を図る必要があるのだということでも理解できる。一方で、それなりに大きな規模の施設なのだからより充実した内容の整備にしてください、と国が新たに条例にない基準を設けた時に兵庫県として、国以上に上乘せする必要があるのか。この大規模階については、これまでの改正の考え方に則れば、国以上に厳しくする必要があるかと言われると、そこまではないのではないかという気がする。国の基準に上乘せするとして、どの程度上乘せするのかについて合理性も特に考えられない。大規模階については国の基準をそのまま持ってきて良いのではないかと思う。

兵庫県で、階の床面積が 40,000 m<sup>2</sup>を超える施設はどれぐらいあるのか。

#### 【事務局】

正確な数は把握していないが、例えばイオンモールなどのショッピングモールが該当する。阪急西宮ガーデンズを例にすれば、延べ面積 100,000 m<sup>2</sup>以上はある。

#### 【委員】

つまり、階の床面積が 10,000～20,000 m<sup>2</sup>ぐらいになるということか。

しかし、そのような大規模な施設だと、車椅子利用者利用便房は改正基準案の設置数を十分上回っているのではないかと思われる。滞在時間も自ずと長くなる。

#### 【委員】

資料 4 の 15 ページのケース⑤、⑥のような階の床面積が 50,000 m<sup>2</sup>、70,000 m<sup>2</sup>の施設は兵庫県にはあまりないということか。

#### 【委員】

対象となる施設がそれほどたくさんあるものでもないし、大規模な施設では事業者としてもそれなりの対応をしてくれているわけだから、国基準をそのまま適用することで良い気がする。

#### 【委員】

兵庫県だけが、大規模階を有する施設がたくさんあるのなら国の基準に上乘せするか検討をする必要があるが、そうでないなら国基準のままで良いのではないかと思う。

### 乳幼児設備、オストメイト設備の複数設置について（資料 4、19～27 ページ）

#### 【事務局】

資料 4 の 26 ページが現行の条例基準で、乳幼児設備及びオストメイト設備について建物に 1 以上設けるべき規模を定めている。

緑字の部分がバリアフリー法には規定がなく、条例独自で規定していることを示しており、今回の法施行令改正に伴い、乳幼児設備の基準をバリアフリー法に対し

て上乗せする案となっている。バリアフリー法には乳幼児設備の基準は設けていないが、県では条例におむつ交換台等の設置を求めてきたところである。

**【委員】**

乳幼児設備はバリアフリー法には基準がないということか。

**【事務局】**

はい。

一方でオストメイト対応設備を建物に1以上設けるべき規模として延べ面積2,000㎡と黒字で記載しているが、条例では延べ面積10,000㎡以上の場合には設置基準に機能的な上乗せ規定を設け、お湯が出るといった、通常のオストメイト対応設備の設置を求めている。バリアフリー法と同様に設置義務の対象規模としては延べ面積2,000㎡で、現行では特に上乗せはしていない。

資料4の27ページが改正案であるが、それぞれの表の左側の建物に1以上設ける規模は現行のままとしている。表の赤線で囲んだ部分が建物に2以上設けるべき規模の基準として今回新たに設定しようとして規模となる。

**【委員】**

乳幼児設備とオストメイト対応設備で分けて考えたほうが良いと思う。

乳幼児設備は、現行の基準では延べ面積1,000㎡以上で建物に1以上設置が必要で、必要な個数は建物の規模が大きくなっても変わらなかった。それを一定規模以上の大きい施設に対しては二つにしましょう、ということか。

**【委員】**

その根拠となるのが車椅子使用者のトイレの待ち時間が長くなってしまったり、車椅子使用者以外の方が車椅子利用者利用便房を使用してしまうということか。

2以上設置するというのは、同じトイレ内に二つなのか、それとも複数ある場合に分散した場所に設けて、合わせて二つなのか。

**【事務局】**

位置についての基準は考えていない。建物内に少なくとも2以上設置することを規定しようと考えている。

**【委員】**

以前、百貨店のトイレで、他の階や離れた場所のトイレの空き状況を案内する設備を見たことがある。混んでいる場合に、その案内を見て別の空いているトイレに行くことができる。

これについては基準というより、ガイドライン等に記載する内容になると思うが、オストメイト対応設備や車椅子利用者利用便房についても、そういった案内設備に空き状況を表示できれば、車椅子利用者だけでなく全ての人が使いやすいと思う。

**【委員】**

乳幼児設備の設置基準で、物販店舗とホテルは延べ面積2,000㎡以上が対象とい

うのは現行の条例基準でもそのようになっているのか。

**【事務局】**

はい。現行の条例基準で、物販店舗とホテルは延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上で建物に 1 以上の乳幼児設備の設置を求めている。

建物に 1 以上の乳幼児設備設置を求める規模を延べ面積 1,000 m<sup>2</sup>にしている用途については、建物に 2 以上の設置を求める規模を 5,000 m<sup>2</sup>と設定したので、建物に 1 以上の設置を求める規模を 2,000 m<sup>2</sup>にしている物販店舗とホテルに対しては、2 以上の設置を求める規模を倍の 10,000 m<sup>2</sup>とした。

**【委員】**

乳幼児設備についてもオストメイト対応設備についても、資料 4 の 27 ページの表の左側「建物に 1 以上設けるべき規模」は変わらず現行のままで、「建物に 2 以上設ける規模」の基準を追加するということか。

一つ目の論点としては、追加すること自体が良いかということ。これは一定規模以上にバリアフリー整備の充実を求めるという国の方針もあるので、我々としてもそれは良いことだと思う。

二つ目の論点が、二つ以上の乳幼児設備やオストメイト対応設備の設置を求めるとして、どれぐらいの規模が適当か、つまり、乳幼児設備を例にすれば、2 以上の設置を求める規模を延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上とするのが良いのかどうかということ。

**【委員】**

乳幼児設備の 2 以上の設置を求める規模の延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>の根拠は何か。

**【事務局】**

資料 4 の 27 ページの箇条書き二つ目に書いているが、現行の条例に授乳室の設置基準があり、対象規模を延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上としている。現行の基準で、この程度の規模の施設については、乳幼児がそれなりに利用するという想定をしていることを踏まえて設定した。

オストメイト対応設備の 2 以上の設置を求める規模の延べ面積 10,000 m<sup>2</sup>については、建物に 1 以上設けるべき規模として 2,000 m<sup>2</sup>としているが、条例では 10,000 m<sup>2</sup>以上の場合は設置基準に機能的な上乘せ規定を設け、簡易型ではなく通常型のオストメイト設備の設置が必要としている。この程度の規模の施設については、一定のオストメイトの利用があるという想定をしていることを踏まえて設定した。

**【委員】**

オストメイト対応設備は常に車椅子利用者利用便房と兼ねてしまうことになるのではないか。

**【事務局】**

必ずしも兼ねるとは限らない。基準としては、車椅子利用者利用便房とオストメイト対応設備のそれぞれ必要な個数だけを決め、それらを兼用するかは設計者に委ねようとしている。

近年のトイレの適正利用の観点からすると、車椅子利用者利用便房への機能集中を避ける事例が増えていると思うが、障害当事者にヒアリングをすると、車椅子利用者かつオストメイト、場合によってそれに子連れというパターンもあると聞く。一定、兼ねざるを得ないようなケースも考えられるため、そこは施設の利用形態などに応じて設計者に委ねるべきと考えている。2以上設置されるオストメイト対応設備を全て車椅子利用者利用便房に兼ねるとするのは好ましくないと思うが、全てを分離するのもまた適切ではないのではないかと考えている。

#### 【委員】

車椅子利用者利用便房には当然オストメイト対応設備はあった方が良くと思うが、オストメイト対応設備だけのトイレがあっても良いなとも思う。そういう発想が少ないのかもしれないので、ガイドライン等に記載してもらったら良いと思う。

#### 【委員】

建物に1以上設置義務のある各設備が車椅子利用者かつオストメイト、場合によってそれに子連れというパターンがある場合を想定して車椅子利用者利用便房に設置されてしまうと、車椅子利用者以外の方の利用が集中してしまうことになる。そこで事務局案のとおり少なくとも2以上設置するべきという基準があるのはすごく良いことだと思う。

#### 【事務局】

今、委員からご指摘いただいた内容については、オストメイトの方へのヒアリングでも同様の意見が聞かれた。資料4の25ページの3つ目の意見である。オストメイトの専用ブースがあればとても良いとのことだった。

オストメイトの方は場合によってはトイレを30分程度使用してしまうこともあるため、後続の車椅子利用者やおむつを変える子連れの方を待たせるのが非常に申し訳ないと感じているという意見もあった。

一方で大便器のあるブース1区画分をオストメイト専用ブースにするとすると、スペースの利用効率が悪いということも考えられる。

#### 【委員】

オストメイト専用とはいっても通常の便器は併設されているのではないかと。

#### 【事務局】

ヒアリングでは、我々が使う通常の大便器がある個室程度のスペースに大便器ではなくオストメイト対応設備だけが設置されている例を話されていた。オストメイト対応設備しかない専用ブースであれば、オストメイトしか使わないので、気兼ねなく使えるということだった。

#### 【委員】

新幹線で、オストメイト対応設備と一体になったトイレを見たことがある。他の機能も兼ねていたかもしれないが、手洗いのところがオストメイト対応設備になっていて、これはオストメイト用です、と書いてあったように記憶している。

**【委員】**

地下鉄などでは全部の機能が備わっているトイレが整備されている。車椅子使用者も入れる広いスペースでオストメイト対応設備やおむつ交換台といった乳幼児設備もある。

**【委員】**

それはフルスペックのトイレだが、大便器とオストメイト対応設備だけのトイレもあると思う。便器とベビーチェアが付いているものは、もちろん普通にある。

全部の機能を一つのトイレにまとめてしまうというのは少し不親切だと思う。トイレごとに、有する設備のバラエティを増やしてほしい。それは設計者の考えることかもしれないので、ガイドライン等に記載してもらえれば良いと思う。

**【事務局】**

事業者側からすると、パッケージとしてフルスペックのトイレを設置する方がスペースの利用上効率が良いという考えになってしまうのではないかと思う。そうなると利用が集中することから、使う側の利便性を高め、待ち時間を減らすため、一定規模以上の施設には2以上の設備が必要と考え事務局案とした。

機能が集中したトイレを二つ設けるのか、逆に機能分散を図るのかというのは、施設の利用者の利用形態等を勘案する必要があるので、一律には基準として設定していくところがある。

**【委員】**

大規模な施設であれば広めのトイレブースを初めから計画できるが、計画の中で少し広めのトイレブースができてしまったときに、オストメイト対応設備を設けるとか、余剰スペースを有効に活用して柔軟に多めに設置していくということが、あり得るのではないかと思う。

**【委員】**

建物に2以上設置という基準にすると、結果的に二つだけになってしまうのではないか。

**【委員】**

乳幼児設備に関しては、既にいろいろなところに設置されているので、そのような事態にはならないと思う。

**【事務局】**

建物に2以上設置という基準にすると、二つしか設置されないというのは、可能性としてはあり得る話だと思う。

資料4の23ページの表では黄色の線がオストメイト対応設備設置率だが、延べ面積10,000㎡以上の建物でも、2以上設けられている建物は4割程度にとどまっている。設置なし、又は一つのみ設置の建物が6割ということなので、2以上とすれば二つだけ設置されることになる可能性はある。

そのことを考慮して、建物の延べ面積に応じた設置数を設定する基準も考えられるが、オストメイトの人口比率がそんなに高くない中で、上限がない基準を設けるというのは不合理ではないかという判断のもと、少なくとも複数設置が必要だということで2以上という事務局案を提示した。

**【委員】**

オストメイトの割合はどれぐらいか。

**【事務局】**

オストメイトの人口比率は0.1%程度。

**【委員】**

建物に2以上設置という基準とすると二つしか設置されないといった懸念もあるが、現状の人口比率等を勘案した上で最低でも2以上という基準を設定したということであれば、納得した。

乳幼児設備に関しては、用途によって、事業者側が基準以上に対応するというのは当然あるだろうと思う。

**【委員】**

車椅子利用者利用便房よりも乳幼児設備やオストメイト対応設備の方が整備基準に規定する設置義務の数が少ないが、車椅子利用者利用便房のところにオストメイト対応設備や乳幼児設備が合わせて整備されると、これらの設備が基準以上に設置されることもあろうかと思う。

**【委員】**

これで本日予定の議題について全て議論いただいたが、次回11月末頃にほぼこれで決定という案を確認してパブリックコメントを実施するという事なので、それまでに各委員で気づいたことや気になる点があれば事務局に連絡いただきたい。

**【委員】**

これで一通りの検討が終わったので、事務局をお願いしたいのが、次回の本委員会では全体として現行と改正後の県と国の基準が分かる資料を箇条書きでもいいのでまとめていただけると助かる。これまで本委員会で各論的に検討してきたので、全体として見た場合にどうなっているかということを検証できるようにしていただきたい。